

水防信号

水防団員（消防団員）の出動を知らせるとともに、住民の避難立退き等を知らせるための次の水防信号を用いる（昭和24年10月6日神奈川県水防信号規則）。

- (1) 信号は、適当な時間継続する。
- (2) 必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。
- (3) 危険が去ったときは、口頭伝達により周知する。

ア 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

イ 第2信号 水防団員及び消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるもの

ウ 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの

エ 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○ 休 止 ○ 休 止 ○ 休 止	約5秒 約5秒 約5秒 ○—休止 ○—休止 ○—休止 約15秒 約15秒 約15秒
第2信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約5秒 約5秒 ○—休止 ○—休止 ○—休止 約6秒 約6秒 約6秒
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約10秒 約10秒 ○—休止 ○—休止 ○—休止 約5秒 約5秒 約5秒
第4信号	乱打	約1分 約1分 ○—休止 ○—休止 約5秒 約5秒